

## 米軍嘉手納基地所属のF-15戦闘機によるフレア誤射に対する意見書

本年、9月29日午前10時ごろ、米軍嘉手納基地所属のF-15戦闘機が定期訓練から帰投中に訓練用のフレアを誤射する事故が発生した。

米軍によると、約915メートル上空にて、フレアが発射され嘉手納基地近隣の約610メートル上空で完全に分解し、霧消した。この間地元への害はなく、その後、嘉手納基地へ帰投したとのこと。関係機関への連絡は、誤射から約10時間後の午後8時頃であった。

報道では、目撃者によると沖縄市内の住宅街上空で、F-15戦闘機が飛行する爆音が聞こえる近さだったと言う。フレアの温度は、2千度に達する場合もあり、住宅地に落下し延焼していたならば、人命に関わる重大事故になりかねず、地域住民に不安を与えるものであり看過できない。

嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会（三連協）の抗議要請に対し、同基地第18航空団司令官は今回のフレア誤射の事故原因は着陸時にパイロットが安全装置をかけていなかった「人的ミス」であったこと。また誤射した場所は特定できていないことを明らかにするとともに、F-15戦闘機の全てのパイロットに操作ミスがないよう指導したと説明したが、米軍は同様な誤射事故を何度も起こしている。本町でも一昨年（1月15日）、宮城海域でフレア誤射が発生し強く抗議をしてきたにも関わらず、米軍における再発防止に向けた取組みが徹底されておらず、強い憤りを禁じ得ない。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要請する。

### 記

- 1 具体的な予防措置を公表し、事故の再発防止策を講じさせること。
- 2 事故連絡の迅速化を図ること。
- 3 軍用機の住宅居住地域での飛行・訓練を中止させること。
- 4 全ての在沖米軍基地を整理縮小し、段階的に撤去させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月18日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣  
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長